

医 感 第 5 1 0 号
令和 6 年 10 月 9 日

各病院長 様

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課長

マイコプラズマ肺炎に関する注意喚起について

日頃から、本県の感染症対策につきまして、御理解、御協力いただき深く感謝申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

担 当 企 画 情 報 班
電話番号 055-928-7220

事務連絡
令和6年10月8日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

マイコプラズマ肺炎に関する注意喚起について

マイコプラズマ肺炎については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症発生動向調査によると、基幹定点医療機関当たりの週毎の報告数が、現行の調査手法となった平成11年以降最も多い状況となっています。

これまでも、厚生労働省のホームページにおいてマイコプラズマ肺炎に関する情報提供を行っているほか、国立感染症研究所において、「マイコプラズマ肺炎の発生状況について」を作成し、情報提供を行っていますので、これらをご確認いただき、管内の流行に注意していただくとともに、引き続き、手洗いの励行や咳エチケット等の感染予防策について普及啓発にご協力いただくようお願いいたします。

なお、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会に発出しておりますことを申し添えます。

○厚生労働省ホームページ：マイコプラズマ肺炎

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/mycoplasma.html>

○国立感染症研究所：マイコプラズマ肺炎の発生状況について

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/mycoplasma-pneumonia-m/2662-cepr/12869-mycoplasma-2409.html>